

26. エミネット葉山町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 (第 4 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
住居専用地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅 (3 戸建て以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>ウ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 巡査派出所又は公園に設けられる公衆便所若しくは休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
住居地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業 (食品加工業を含む。) を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 共同住宅又は認知症高齢者グループホーム</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 身体障害者福祉ホームその他これに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所</p> <p>(8) その他公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 (第 7 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
住居専用地区又は住居地区	160 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
住居専用地区又は住居地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 7 . 高さの最高限度 (第 9 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
住居地区 (第1種中高層住居専用地域内に限る。)	市道エミメント葉山町16号線の終点における路面の高さに相当する高さから25メートル